

○神奈川県警察指定特別技能指導官等の指定及び活用に関する要綱の制定について

(平成6年4月14日例規第29号／神教発第355号／神務発第539号)

各所属長あて 本部長

この度、別添「神奈川県警察指定特別技能指導官等の指定及び活用に関する要綱」を制定し、平成6年4月15日から施行することとしたので、効率的な活用を図られたい。

記

1 制定の趣旨

近年、社会情勢の急激な変化に伴い、警察活動はますます複雑、困難化の度を強めている。こうした警察を取り巻く厳しい事態に的確かつ効率的に対応していくためには、個々の職員がそのポストに必要な高度かつ専門的な知識、技能を十分身に付け、その事案処理能力を向上させ、もって組織全体のプロフェッショナル化を推進していく必要がある。このような現況を踏まえ、警察職員の中で卓越した専門的な知識若しくは技能又は職場教養に活用できる特殊技能、資格等を取得している警察職員を指定し、これを活用することにより職場教養の組織的な推進を図ることとしたものである。

2 運用上の留意事項

(1) 特別指導官の資格(第2の1の(2)関係)

「広域技能指導官に準ずる能力があると認められる職員」とは、次のいずれかに該当すると認められる者であって、他の警察職員の模範となると認められる職員とする。

ア 被疑者の取調べ、情報収集、検視等に極めて卓越した技能を有し、困難な事件、事故の解明に幾度となく寄与した者

イ 航空機事故、薬物事犯等特殊な分野での事件、事故の捜査に極めて卓越した技能を有し、事件、事故の解明に幾度となく寄与した者

ウ 鑑識、通信等の分野において、極めて卓越した技能又は知識を有し、困難な事案の処理又は解決に幾度となく寄与した者

エ 地域警察官として極めて卓越した職務質問技能をもって被疑者検挙に高い実績を上げるなど、他の模範となる評価を受け、かつ、指導能力に優れた者

(2) プロフェッショナルリーダーの資格要件(第3、別表関係)

特殊技能の資格関係において、「実務能力の向上に役立つと認められる」とあるのは、その知識、技能を会得することにより、職務執行のより一層の高度化、効率化等に役立てることができる資格、技能又は特技を指す。

神奈川県警察指定特別技能指導官等の指定及び活用に関する要綱

第1 総則

1 目的

本要綱は、神奈川県警察職員の中で警察庁指定広域技能指導官(以下「広域技能指導官」という。)に指定された者又はこれに準ずると認められる者を神奈川県警察指定特別技能指導官(以下「特別指導官」という。)に、また、優れた実務能力を有する者又は職務執行に役立てることができる特殊技能、資格等を有する者をプロフェッショナルリーダー(以下「プロリーダー」という。)に指定し、効果的に活用することにより職場教養の組織的推進を図ることを目的とする。

2 任務

(1) 特別指導官

特別指導官は、職員に対し、実務について、警察活動上必要な助言、専門的な技能等の指導教養その他の支援を行うものとする。

(2) プロリーダー

プロリーダーは、職員に対し実務に役立つ知識、技能、特技等の指導教養を行うものとする。

第2 特別指導官

1 資格

特別指導官は、次に掲げる職員とする。

- (1) 警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱(平成6年1月7日警察庁乙務第1号)に基づき広域技能指導官に指定された職員
- (2) 広域技能指導官に準ずる能力があると認められる職員

2 審査委員会の設置等

- (1) 特別指導官の指定等の適正を期するため、警察本部に神奈川県警察指定特別技能指導官審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置くものとする。
- (2) 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (3) 委員長には警察本部長を、副委員長には警務部長をもって充てる。
- (4) 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

ア 総務部長

イ 生活安全部長

ウ 地域部長

エ 刑事部長

オ 交通部長

カ 警備部長

キ 警察学校長

ク 横浜市警察部長

ケ 川崎市警察部長

コ 相模原市警察部長

サ 相模方面本部長

シ 警務課長

ス その他委員長が指名する者

(5) 委員長は、必要と認めるときは、審査委員会を招集する。

3 指定

(1) 所属長は、自所属職員に「警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱」に定める警察庁指定広域技能指導官の推薦基準に該当する者がいる場合は、特別指導官等推薦書(第1号様式。以下「推薦書」という。)により審査委員会に上申するものとする。

(2) 特別指導官の指定は、審査委員会の決定に基づき、警察本部長が指定書(第2号様式)を交付することにより行うものとする。

4 活用の方法

所属長は、特別指導官による教養及び支援を必要とするときは、関係所属長と協議し、特別指導官等派遣依頼書(第3号様式。以下「派遣依頼書」という。)により派遣依頼を行い、その活用を図るものとする。

第3 プロリーダー

1 資格

プロリーダーは、別表に定める各区分に示された資格要件のいずれかを備えている職員とする。

2 指定

(1) 所属長は、前記1に該当する職員がいるときは、推薦書により警務部長に推薦するものとする。

(2) 警務部長は、推薦のあった職員について、神奈川県警察職場教養推進委員会設置要綱(昭和48年5月1日 例規、神教発255号)に基づく神奈川県警察職場教養推進委員会(以下「職場教養委員会」という。)に諮り、プロリーダーとしての資格審査を行うものとする。

(3) プロリーダーの指定は、職場教養委員会の決定に基づき、警察本部長が指定書を交付することにより行うものとする。

3 任期

プロリーダーの任期は、1年とする。ただし、再任することができるものとする。

4 活用の方法

(1) 所属長は、プロリーダーによる教養を実施しようとするときは、当該教養に適する指導員が所属する所属長に対し、派遣依頼書により派遣依頼を行い、活用を図るものとする。

(2) プロリーダーの派遣依頼を受けた所属長は、派遣に関する便宜を図るものとする。

第4 名簿の作成等

1 名簿の作成

警務部長は、特別指導官及びプロリーダーに指定された職員については、特別指導官等名簿(第4号様式)を作成し、定期的に名簿を所属長に送付するものとする。

2 指定の解除

(1) 特別指導官及びプロリーダーの指定の解除は、次に掲げる場合とする。

ア 特別指導官は、広域技能指導官の指定を解除されたとき、又はその適格性を欠くと認められるとき。

イ プロリーダーは、任期が満了し再任されなかったとき、又はその適格性を欠くと認められるとき。

(2) 所属長は、特別指導官及びプロリーダーが、その適格性を欠くと認めるときは、特別指導官等解除申請書(第5号様式)により指定の解除申請を行うものとする。

(3) 警務部長は、解除申請に基づき、審査委員会又は職場教養委員会に諮り、指定の解除を決定するものとする。

3 名簿の削除

警務部長は、指定の解除を決定したときは、名簿から削除するとともに所属長に通知するものとする。

第5 雑則

1 報告

所属長は、本要綱に基づく教養を実施したときは、速やかにその内容を警務部長(教養課経由)に報告するものとする。

2 庶務

本要綱に定める審査委員会の庶務並びに指定及び指定の解除に係る事務は、教養課において行うものとする。